

(電子メール施行)

薬 第 6 0 8 号
令和6年10月2日

公益社団法人宮城県医師会会長
一般社団法人宮城県歯科医師会会長
一般社団法人宮城県薬剤師会会長
宮城県病院薬剤師会会長
一般社団法人日本保険薬局協会会長
一般社団法人日本チェーン
ドラッグストア協会宮城県支部長
宮城県医薬品配置協議会会長
宮城県医薬品卸組合理事長

殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬局長から通知がありましたので、御承知願います。

担当：薬務課監視麻薬班 渡部
電話：022-211-2653
FAX：022-211-2490